

## 福知山公立大学将来計画策定有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 福知山市の大学を活かしたまちづくりの実現に向けて、福知山公立大学（以下「本学」という。）の将来計画の骨子を策定するため、福知山市及び公立大学法人福知山公立大学は、福知山公立大学将来計画策定有識者会議（以下「本会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 本会議は、次の事項について検討し、福知山公立大学に提言する。

- (1) 大学を活かしたまちづくりの方向性に関すること。
- (2) 教育研究の充実に関すること。
- (3) 教育研究環境の整備に関すること。
- (4) 地域連携の充実に関すること。
- (5) 経営基盤の強化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中期目標及び中期計画に関すること。

(組織)

第3条 本会議は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、本学の教職員、学外有識者その他学長が認める者のうちから、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(座長及び座長職務代理)

第5条 本会議に座長及び座長職務代理（以下「職務代理」という。）を置く。

- 2 座長は学長が指名し、職務代理は座長の指名をもって選任する。
- 3 座長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本会議の招集)

第6条 本会議は、座長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の会議への出席)

第7条 座長は、特に必要があると認めるときは、本会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本会議の事務は、総務企画・財務グループが行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。